

岩手県告示第106号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和4年度前期技能検定試験を次のとおり行う。

令和4年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 技能検定試験の実施職種

- (1) 1級及び2級 造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。）、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及び改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾
- (2) 3級 造園、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及び平面研削盤に係るものに限る。）、めっき、機械検査、電子機器組立て及びフラワー装飾
- (3) 単一等級 路面標示施工

2 技能検定試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
実技試験	(1) 令和4年7月10日(日)に学科試験を実施する職種 令和4年6月7日(火)から同年8月14日(日)までの間において別に通知する日時	別に通知する。
	(2) (1)の試験日以外に学科試験を実施する職種 令和4年6月7日(火)から同年9月11日(日)までの間において別に通知する日時	
学科試験	令和4年7月10日(日)、同年8月21日(日)、同月28日(日)又は同年9月4日(日)のうち別に通知する日時	

3 受検手続 受検申請書を令和4年4月4日(月)から同月15日(金)までに岩手県職業能力開発協会（紫波郡矢巾町大字南矢幅第10地割3番地1 岩手県立産業技術短期大学校内）に提出してください。

4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室又は岩手県職業能力開発協会に問い合わせてください。